

## 20歳になったら 国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、国が責任をもって運営していますので、とても有利で安心な制度です。

### 【義務と権利】

日本国内にお住まいの20歳から60歳のすべての方は、国民年金に加入する義務があり、年金を受け取る権利があります。

### 【加入の手続き】

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方は、役場保険医療課で手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

### 【保険料の猶予・免除】

国民年金の第1号被保険者の平成23年度の保険料額は、月額15,020円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、年金額が低くなったり、老後の年金を受けられなくなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金を受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

### ねんきんネットのご利用について 「ねんきんネット」サービスに新機能を追加しました。

年金記録の確認機能に加え、年金額の試算（見込額）ができるようになりました。

サービスの利用には、日本年金機構ホームページにアクセスしていただき、ユーザIDを取得していただく必要があります。詳しくは、専用ダイヤル（☎0570-058-555）へお問い合わせください。



## 消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

### 文化財防火デー

1月26日は「文化財防火デー」です。寺社などの歴史的建造物や、古くから伝わる絵画や工芸品といった国民的財産を火災・地震・その他の災害から守るため、昭和30年に制定されました。この日は全国で文化財建造物などの防火運動が行われています。

この日が選ばれた理由は、昭和24年1月26日、奈良県にある法隆寺金堂から火災が発生し、世界的な宝といわれた金堂、外壁の土壁十二面に描かれた仏画の大半が焼失したと



いうこと、また、冬季が1年で一番火災の多い時期であるためです。

我が国の文化財は木・紙・布などで造られているものが多く、人家の密集地にある文化財も少なくありません。そのため暖房器具や火を使用する機会が多いこの時期は、特に火気の取り扱いに十分注意しなくてはなりません。

この羽島郡内にも寺社・仏像・民芸品などが多くあります。この貴重な文化財を火災から守るため、今自分たちが住んでいる家と同様、大切にしていかなければなりません。

日本の歴史が詰まった建造物や美術品を火災で失わないために、各自治体などで行われる防災訓練、学校や各事業所で行われる消火訓練や避難訓練などには積極的に参加しましょう。そして一人ひとりの防火意識を高めて、地域ぐるみ、住民ぐるみで火災から文化財を守りましょう。